

運 営 規 程

社会福祉法人 村山福祉会
伊奈平苑ホームヘルパーステーション
(指定訪問介護事業所)
(第1号訪問事業 訪問型サービス)

伊奈平苑ホームヘルパーステーション
(指定訪問介護事業所)
(第1号訪問事業 訪問型サービス)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村山福祉会が開設する伊奈平苑ホームヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業(以下「武蔵村山市総合事業」という。)による訪問型サービス(以下「指定訪問介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業所は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、ハラスメント防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等に対し、必要な措置を講じる。
 - 5 事業所は、誰であっても、誰からもハラスメントを受けることがない介護サービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。
 - 6 事業所の運営にあたり、老人福祉法、介護保険法及びこれらに準じて本事業に関連する法律並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準」等の法令を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊奈平苑ホームヘルパーステーション
- (2) 所在地 東京都武蔵村山市伊奈平6-14-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 [常勤職員(兼務)]

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者 3名(常勤)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 訪問介護計画、介護予防訪問介護計画又は訪問型サービス計画の作成・変更を行い、利

用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

(3) 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3 訪問介護員等 3名（常勤換算）以上
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

4 事務職員 1名（兼務）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後6時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- (1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助等
- (2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
市境を越えて、片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき100円を加算する。
3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、武蔵村山市、東大和市、立川市、昭島市、瑞穂町とする。

（相談・苦情対応）

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. 事業所は、前項の苦情の内容等についての記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

第9条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、

速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第11条 事業所は、訪問介護事業の提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3. 事業所は、定期的な事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(感染症対策)

第14条 事業所において、感染症や食中毒の発生又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染症対策委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会にて随時見直しを行う。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

2. 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人村山福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

令和3年 4月 1日 一部改正。

令和5年 4月 1日 一部改正。

令和6年 4月 1日 一部改正。

(別紙) ※令和6年5月まで

利用料金

介護保険利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)のうち、利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額(1割、2割又は3割)になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額お客様負担となります。

【料金表－基本料金/昼間－】

| 時間 種類 | 20分未満 | 20分以上 ～30分未満 | 30分以上 ～1時間未満 | 1時間以上 (30分増すごとに 854円を追加) |
|--------------------------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 身体介護 | 1,698円 | 2,542円 | 4,032円 | 5,908円 |
| 時間 種類 | 20分以上 45分未満 | 45分以上 | — | — |
| 生活援助 | 1,865円 | 2,292円 | — | — |
| 時間 種類 | 20分以上 | 45分以上 | 70分以上 | — |
| 身体介護に 引き続き生 活援助を行 う場合 | 677円 | 1,354円 | 2,031円 | — |
| 介護職員処遇 改善加算Ⅰ | 所定単位数にサービス別加算率(13.7%)を乗じた単位数より算出した金額 | | | |
| 介護職員等特 定処遇改善加 算Ⅰ | 所定単位数にサービス別加算率(6.3%)を乗じた単位数より算出した金額 | | | |
| 介護職員等ベ ースアップ等 支援加算 | 所定単位数にサービス別加算率(2.4%)を乗じた単位数より算出した金額 | | | |
| 初回加算 | 2,084円/月 | | | |
| 緊急時訪問 介護加算 | 1,042円/月 | | | |

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 特定事業所 加算（Ⅱ） | 所定単位数に10%加算 |
| その他 | キャンセル料（1回1,000円）、口座引き落とし手数料（100円） |

*基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は上記料金の25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は同50%増しとなります。

*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

*やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

（別紙）※令和6年6月より

利用料金

介護保険利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)のうち、利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額（1割、2割又は3割）になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額お客様負担となります。

【料金表－基本料金/昼間－】

| 時間 種類 | 20分未満 | 20分以上 ～30分未満 | 30分以上 ～1時間未満 | 1時間以上 (30分増すごとに 854円を追加) |
|--------------------------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 身体介護 | 1,698円 | 2,542円 | 4,032円 | 5,908円 |
| 時間 種類 | 20分以上 45分未満 | 45分以上 | — | — |
| 生活援助 | 1,865円 | 2,292円 | — | — |
| 時間 種類 | 20分以上 | 45分以上 | 70分以上 | — |
| 身体介護に 引き続き生活 援助を行 う場合 | 677円 | 1,354円 | 2,031円 | — |
| 介護職員等処 遇改善加算Ⅰ | 所定単位数にサービス別加算率（24.5%）を乗じた単位数より算出した金額 | | | |
| 介護職員等処 遇改善加算Ⅱ | 所定単位数にサービス別加算率（22.4%）を乗じた単位数より算出した金額 | | | |
| 介護職員等処 遇改善加算Ⅲ | 所定単位数にサービス別加算率（18.2%）を乗じた単位数より算出した金額 | | | |
| 介護職員等処 遇改善加算Ⅳ | 所定単位数にサービス別加算率（14.5%）を乗じた単位数より算出した金額 | | | |
| 初回加算 | 2,084円/月 | | | |

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 緊急時訪問 介護加算 | 1,042円/月 |
| 特定事業所 加算(Ⅱ) | 所定単位数に10%加算 |
| その他 | キャンセル料(1回1,000円)、口座引き落とし手数料(100円) |

*基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)帯は上記料金の25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は同50%増しとなります。

*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

*やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

訪問型サービス利用料 ※令和6年5月まで

【料金表－基本料金/昼間】

| 支給区分 | 週1回程度の利用料金 | 週2回程度の利用料金 | 週3回程度の利用料金 |
|------------------|--------------------------------------|------------|------------|
| 月額 | 12,253円 | 24,476円 | 38,835円 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 所定単位数にサービス別加算率(13.7%)を乗じた単位数より算出した金額 | | |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ | 所定単位数にサービス別加算率(6.3%)を乗じた単位数より算出した金額 | | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 所定単位数にサービス別加算率(2.4%)を乗じた単位数より算出した金額 | | |
| 初回加算 | 2,084円/月 | | |
| その他 | キャンセル料(1回1,000円)、口座引き落とし手数料(100円) | | |

訪問型サービス利用料 ※令和6年6月より

【料金表－基本料金/昼間】

| 支給区分 | 週1回程度の利用料金 | 週2回程度の利用料金 | 週3回程度の利用料金 |
|--------------|--------------------------------------|------------|------------|
| 月額 | 12,253円 | 24,476円 | 38,835円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 所定単位数にサービス別加算率(24.5%)を乗じた単位数より算出した金額 | | |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | 所定単位数にサービス別加算率(22.4%)を乗じた単位数より算出した金額 | | |

| | |
|------------------|--------------------------------------|
| 介護職員等処遇 改善加算Ⅲ | 所定単位数にサービス別加算率（18.2%）を乗じた単位数より算出した金額 |
| 介護職員等処遇 改善加算Ⅳ | 所定単位数にサービス別加算率（14.5%）を乗じた単位数より算出した金額 |
| 初回加算 | 2,084円/月 |
| その他 | キャンセル料（1回1,000円）、口座引き落とし手数料（100円） |